

閉鎖性海域に係る窒素・磷の暫定排水基準の見直し(案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

意見の提出状況

意見の提出件数 5件

パブリックコメントによる意見の概要及び意見に対する考え方

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	排水濃度を一般排水基準まで下げるためには、排水処理施設を増設しなければならないため、畜産農業に係る暫定排水基準は現行のままをお願いしたい。	閉鎖性海域に係る窒素・磷の排水基準が設定されてから既に10年が経過していること等から、今回、暫定排水基準適用業種についても、一般排水基準に移行することを原則としています。 ただし、畜産農業を含む一部の業種については直ちに一般排水基準を達成することが困難な状況にあると認められるため、新たな暫定排水基準値を設けることとしています。 今回設定しようとする暫定排水基準の適用期間は平成20年9月30日までとすることとしており、この期間内に一般排水基準へ移行できますよう一層の御努力をお願いします。
2	畜産農業の場合、糞尿中の窒素濃度が高く、活性汚泥処理では日間平均60mg/Lは大変困難である。 今回示された案の190mg/L(日間平均150mg/L)であれば適正管理により排水基準の遵守は可能である。	今回設定しようとする暫定排水基準の適用期間は平成20年9月30日までとすることとしており、この期間内に一般排水基準へ移行できますよう一層の御努力をお願いします。
3	黄鉛顔料製造業においては窒素処理技術が確立されていないため、一般排水基準の達成が困難であり、今回示された案のような窒素含有量1,300mg/L(日間平均値950mg/L)の暫定排水基準は必要である。	暫定排水基準は、排水処理技術が開発・実用化の途上にある等の理由により、直ちに一般排水基準を達成することが困難な業種について、現時点において達成可能な濃度レベルまで強化した暫定排水基準値を設けることとしております。 今回設定しようとする暫定排水基準の適用期間は平成20年9月30日までとすることとしており、この期間内に排水処理技術の確立に向けた一層の御努力をお願いします。

4	<p>黄鉛顔料製造業においては窒素処理技術が確立されていないため、新しい窒素処理技術の開発には最短でも5か年程度が必要であり、今回示された案のように暫定排水基準の適用期限は平成20年9月30日まで必要である。</p>	<p>今回設定しようとする暫定排水基準の適用期間は平成20年9月30日までとすることとしており、この期間内に排水処理技術の確立に向けた一層の御努力をお願いします。</p>
5	<p>アルマイト加工業における燐の暫定排水基準が廃止されるにあたり、アルマイト加工業における燐の処理方法の実例を明示してもらいたい。</p>	<p>燐を処理するための排水処理技術としては、消石灰を用いた凝集沈殿法が一般的に行われており、処理量及び燐酸濃度の変動に応じた消石灰の注入量の調整等の維持管理の強化やろ過機の増設などの対策が考えられます。</p> <p>また、他の処理方法としてイオン交換樹脂による燐酸回収装置の導入等が行われています。</p>